

平成20年3月10日（月）

○議長（中上良隆君）順番3、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）通告に従い、一般質問を行います。

まず、生活保護費の適正基準について。長引く不況などの影響から、生活保護世帯が増加し、財政圧迫の要因の一つとなっております。生活保護とは、病気や高齢、失業などで生活に困窮したとき、不足を補い、自分の力で生活できるよう補助する制度であります。

厚生労働省の発表によると、2005年度の生活保護世帯が104万1,508世帯となり、前年度より4.3%増加となり、しかも1951年度の統計開始以来、初めて100万世帯を突破し、被保護者数も10年連続増加の147万5,838人で、新規の生活保護世帯は減少傾向にある一方で、生活保護を続ける世帯が多く、保護世帯は13年連続して増加しております。また、外国籍被保護世帯は34万9,548人で、生活保護受給者の約3分の1が外国籍ということです。

生活保護を受けられるようになると、医療保険、年金、交通費など、さまざまな減額、免除等が受けられることとなります。生活保護受給者は、原則的に自家用車の所有が認められていないため、通院の交通費が支給されます。こうした制度を利用して、市から生活保護をだまし取った事件がたびたび報道されています。

最近の報道では、生活保護受給中の大阪府岸和田市の無職男性が病気治療に係る通院交通費として、10カ月間に約430万円を市から受給していた。また、北海道では滝川市の夫婦が介護タクシー料金を札幌市内のタクシー会社の幹部らとともに、病気治療に係る通院交通費や生活費として、2億4,000万円の生活保

護費を不正受給していたことがわかりました。岸和田市や滝川市の2件とも、必要な書類が提出されており、適正な支出だと考えていると発表されております。滝川市のケースでは、タクシー会社の幹部から夫婦に、多い月で約450万円渡していたことが後に判明し、そのことを市に報告しないまま、その後も月30万円、40万円の生活費と介護タクシー料金を受け取っておりました。高額な収入があった場合は、生活保護は受給できないことになっているので、詐欺と判断したようであります。

生活保護の医療補助には治療費や入院給食費などが含まれ、通院に使う交通費も全額支給されます。厚生労働省を通じて、最小限の額とされているが、上限は設けられていないのが現状であります。また、生活保護によって支払われる生活費などの手厚い優遇は、年金生活者のそれを上回ることもあり、不正受給者に対する怒りの声が多く、その制度そのものに対する疑問の声も多く聞こえ、近年強い批判の対象となっているので、以下の質問をいたします。

1番、現在の生活保護の状況は、前年度に比べていかほどになっているのですか。

2、生活保護世帯の内訳とその年間どれぐらの予算が必要ですか。

3、生活保護を受給している人と受給していない人の意識の差が大きく、不正受給が後を絶たない一方で、本来生活保護を受けられるのに受けていない人が存在しているが、これらの原因はどこにあるのか。

介護保険についてでございます。本市の保険行政である介護保険の経済的な一部負担方式の改善についてお尋ねをいたします。

居宅サービスにおける腰かけ便座や簡易浴

槽などの居宅介護福祉用具購入に際しては、10万円の上限額、また手すりや段差解消など、小規模な住宅改修については20万円の上限額に対して、その9割を介護保険から給付補助をしていただいておりますが、いったん全額を自費で事業所へ支払い、後に手続きによって手元に戻ってくる償還払いという方法をとっております。

この現行制度を現物給付化し、高齢者や身体の不自由な方の負担を少しでも軽くなるように、以下の質問をいたします。

1、この制度の利用者数はいかほどですか。

2、住宅改修については、さまざまなトラブルが発生している当市については、問題点がないのですか。

3番、住宅改修費の一時金額支払い負担方式の改善策はないのですか。

次に、地球温暖化対策の推進について。私たちの地球にとって、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つである地球温暖化は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすことは事実であり、その予測される影響の大きさや深刻さから見て、私たちに課せられた最重要課題に位置づけられます。

昨年のIPCC気候変動に関する政府間パネルの第4次評価報告書によると、2005年度までの100年間に0.74(0.56から0.92)度上昇したことや、平均海面水位が17(12から22)cmも上昇したことを挙げています。現状の世界の排出量は、自然界の吸収量の2倍を超えており、今後数十年で増え続け、今世紀には上昇が2度とも4度とも言われております。今まさに、その影響として、一部の植物の生息域の減少、また昆虫や動物の生息域の変化

など生態系に変化のみならず、大雨発生頻度の増加、農作物の生育不良、感染症のリスク地域の拡大など、私たちが全員安全に安心して暮らすことにまで、さまざまな影響が顕著となっております。

そこで、地球温暖化対策の推進のためには、地域の環境行政の担い手である橋本市のイニシアチブの発揮こそ重要ではないのでしょうか。橋本市から発想して、橋本市の実情に最も合った取り組みを橋本市行政自ら率先垂範して推進していくことが大切であり、そこでまず京都議定書対策推進法第20条に基づき、地域推進計画を実施することを期待されているが、本市の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、ノーマイカーデーについて、15年12月議会で質問し、答弁されました。市民生活を考えていく上で、重要課題であり今まさに検討すべき課題ではないのでしょうか。その後4年たちましたが、実施に向けた問題点はどこにありますか。

1番、本市の削減に向けた取り組み各課の具体的な削減対策をお聞かせください。

2番、ノーマイカーデーによる削減は期待できないのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長(中上良隆君) 9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

[市長(木下善之君)登壇]

○市長(木下善之君) 上田議員の質問にお答えを申し上げます。

地球温暖化対策の推進についてのご質問でございますが、本問題につきましては、今や世界的な関心を寄せておることとございまして、5月には洞爺湖サミットにおいてもこれが中心になってくるであろうということがあります。

本市の庁舎の各課における温室効果ガスの排出削減対策といたしましては、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成18年9月に橋本市地球温暖化防止実行計画を策定し、橋本市役所の事務事業に係る温室効果ガスの排出を平成16年度を基準年度として、平成18年度から平成22年度の5年間に6%の削減をするという目標を立ててございます。

具体的な取り組みといたしましては、公用車の台数削減や軽自動車への乗りかえによる燃料使用量の削減、庁舎の昼休み時間の消灯などによる節電、クールビズやウオームビズなど冷暖房に係る電気や燃料使用の削減に取り組んでございます。また、公用車には、県下に先駆け本市が作成したアイドリングストップステッカーを張りまして、自動車のアイドリングストップによる温室効果ガスの削減と啓発に取り組んでおるところであります。

次に、ノーマイカーデーによる温室効果ガスの削減はできないかというご質問でございますが、確かに自動車の利用を控えることにより温室効果ガスの削減は可能でございます。しかし、本市の立地条件や公共交通機関の整備状況を勘案いたしますと、市内で仕事や生活をする市民の移動手段に車を利用する方が大変多いと思われるのでありまして、都会と比較してノーマイカーデーの実現は比較的難しいと思われませんが、今後市民や企業には広報誌や本市ホームページを活用し、地球温暖化防止のための車の利用を控え、電車、路線バスやあるいは橋本市のコミュニティバスを利用させていただくよう啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたさせます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護の質問についてお答えします。

生活保護の状況ですが、全国的にはバブル崩壊後の長引く景気低迷により被保護者は増加しており、平成9年度の約100万人に比べ、平成19年度は約150万人になっております。

本市も同様に、ここ数年は増加傾向にあり、平成19年2月末で295世帯、402名でしたが、平成20年2月現在で312世帯、425人の方が生活保護を受けております。

保護世帯の内訳ですが、312世帯のうち、高齢者世帯が140世帯、傷病者、障害者世帯が125世帯、母子世帯が24世帯、その他が23世帯となっております。

生活保護に要する予算については、平成19年度で6億8,000万円、平成20年度で7億円を予定しております。

生活保護の適用基準ですが、申請者が福祉事務所管轄内に住み、個人としての居宅があり、困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合は、生活保護法第8条の規定により、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度に生活保護を受けることができるとなっております。

保護の申請をしますと、14日以内、特別な理由があるときは30日以内に保護の要否を決定することとなっており、その間担当ケースワーカーが調査マニュアルに基づいて、預金・資産調査、扶養調査及び訪問による居宅実態の確認を行うこととなっております。調査の結果、保護が必要と認められた場合は、保護が開始となります。

生活保護制度につきましては、地域と密接なつながりを持つ民生委員さんの研修等を通じて周知しており、民生委員さんを通しての相談件数も増えております。平成19年度の相談件数は、122件のうち、2割程度が民生委員

さんを通しての相談でした。

生活保護制度は、生活に困窮する人に最低限度の生活を保障する重要な制度でありますので、今後とも適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険行政についてお答えいたします。

平成19年4月1日から平成20年2月9日現在、介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書及び介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書の受付件数は、それぞれ411件、287件、合計698件でございます。

次に、現行の償還払い制度を現物給付制度、いわゆる受領委任払い制度の導入についてですが、本市では介護保険法施行後は、福祉用具購入費、住宅改修費は被保険者が全額支払いをした後、それぞれの介護保険居宅介護（支援）給付申請による償還払いで対応してまいりました。

理由の一つとしましては、介護保険給付の適正化があります。一旦、全額ご負担いただくことは、保険者にとって本当に必要な福祉用具であるか、住宅改修であるか、また適正な価格であるかなど、慎重に検討いただく機会でもあると考えております。

受領委任払いを実施した場合、指定特定福祉用具販売事業所などへの支給に2～3カ月の期間が必要となります。

しかし、本市といたしましても、議員ご提案のように、身体の不自由な方や低所得者等の方々の便宜を図ることも必要かと考えており、受領委任払いの導入に伴う経費や手続き、事務処理等について、和歌山県下や近隣の自治体の状況を調査しているところでございます。今後、これらを分析し判断してまいります。

なお、住宅改修に要する経費が介護保険給付の上限額20万円を上回った場合、所得の低

い方向けの高齢者居宅改修補助事業による補助金制度があります。補助対象額の上限は60万円で、平成20年2月末現在で5件の補助を行っております。さらに、住宅改修が高額となった場合は、和歌山県社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付制度の福祉資金貸付として、上限250万円まで融資を受けていただくこともできます。ただし、融資を受けていただく方には、収入などの条件がありますが、現在17名の方が融資を受けておられます。

次に、住宅改修の際や悪徳商法等による業者とのトラブルについてであります。平成18年度2件、平成19年度4件の相談が、橋本市地域包括支援センターに寄せられております。これらについては、市の担当窓口である市民安全課や和歌山県消費生活センター等と連携を図りながら、問題解決に取り組んでいます。

いずれにいたしましても、このようなトラブルについては、高齢者や社会的弱者の方々に注意を喚起することも大事ですが、地域社会に対しても啓発を行い、社会全体で見守りができる仕組みを構築していくことも重要であると考えております。

また、介護の現場では、ケアマネジャーや介護サービス事業所等との情報の共有を図り、トラブルの早期発見、解決ができるよう取り組んでおります。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（上田敬二君）9番 上田君。再質問ありますか。

この際、9番 上田君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

9番 上田君、再質問。

○9番（上田良治君）それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、通告の順番に従いまして、再質問を行いたいと思います。

まず、生活保護費の適正基準について、1項目の、生活保護の状況と前年度に比べていかほどになっているのかということで、お答えをいただいた中で、今その外国籍の方ですね。これ、国のほうも3分の1増えてきておるといふことで、橋本市においても数名おられるということであると思うんですが、その中で、生活保護費の支給というのは、保護法第1条の目的規定に反しているのじゃないのかなど。そういった意見もありまして、アメリカも含め、先進国では例が少ないということで、この支給対象に含めることに疑問もあると思うんですが、どういった方針となっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護の再質問いただきましたけれども、その前に私、介護保険のところで、若干間違っただけを答弁してしまいました。お詫びして、ちょっと訂正させていただきたいと思います。と言いますのは、福祉用具購入費、住宅改修費の件でございますけれども、介護保険、一旦被保険者に全額ご負担いただくという答弁をさせていただきましてけれども、それを被保険者が一旦全額払ってもらうんですけれども、保険者が払うということで、ちょっと答弁したようでございます。被保険者の誤りでございますので、訂正させていただきます。

それでは、生活保護の再答弁させていただきます。

外国籍の方なんですけれども、現在、外国

籍の生活保護者は、これは20年、今年の2月現在で7世帯10名でございます。

それと、生活保護法第1条で、「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国民が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする」というのがあります。対象が国民になっております。それで、外国籍の人に生活保護をできるのかということなんですけれども、この件につきましては、昭和29年5月8日、当時の厚生省が社会局長通知というのをごさしまして、生活保護法第1条により、「外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護法の決定の実施の取り扱いに準じて行う」というふうに、局長通知が出ております。現在、この運用に基づいて外国人に対しても、生活保護法を適用させていただいております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）わかりました。

それで、このお答えいただいた中で、生活保護の状況ですね。18年度が274世帯、19年度が312世帯ということで、若干38世帯ほど増えておるんですが、そうした中で現在生活保護を開始の世帯が38世帯増えたということで、またその中で廃止をされた世帯ですね。生活保護を今度廃止された世帯、これを聞きますと、18年度では48世帯であると。19年度は34世帯であるということであるんですが、いろいろと市も財政難、あるいはいろんな倫理評価などを取り入れておる中で、この保護開始やまた廃止数をあらかじめ数値目標を決めて、そういった廃止、開始を定めておるのではないのかと。これは北九州のほうで、そういった九州方式というのがありまして、悲し

い出来事が次々と起こっておるという状況を踏まえまして、質問をさせていただくんですが、そういった数値目標の存在はございませんでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）廃止件数なんですけれども、18年度たしか48件と言われたと思うんですけど、45件でございます。19年度は34件です。

それで、数値目標の件なんですけれども、特に19年度は何人、20年度は何人とそういう数値目標は設けておりません。ただ、終了可能である生活保護者については、あらかじめリストアップしまして、自立支援計画書を作成します。これにつきましては、県、国のほうへも事前に届けて、19年度は何人に対して自立支援計画を実行するというので、ハローワークと連携をとりながら、就労指導をしていくと、そういう形で運用させていただいております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）開始世帯数よりも、廃止した世帯数が上回っておるということもあるので、質問させていただきました。

そういった中で、本市においてもいろいろと最後のセーフティーネットというのは、機能されなく悲しい結果が生まれてしまうということが起こらないとは限りませんので、今後とも申請にあたりましては、交付あるいはこういった廃止のあり方の適用性を今後ともますます適正な運用を進めていただきたいと思いますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

2番目の生活保護世帯の内訳と年間どれぐらいの予算が必要なのかということなんです。この中で生活保護費の中で、いろんな扶養費があると思うんです。そういった内訳を教えてくださいんやけども、この生活扶助、だいたいこの8種類から成るということ、生

活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業の扶助、葬祭扶助とあるんですが、こういった項目について、予算というか、定められておるのか、そういった細かいことを教えていただけますでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）廃止件数のほうが上回ってなくて、開始のほうが若干上回っております。

それと、生活保護の予算なんですけれども、平成19年度予算額で申し上げますと、平成19年度の予算額総額は6億8,000万円でございます。そのうち、生活扶助費が1億9,200万円、住宅扶助費が6,600万円、教育扶助費が260万円、介護扶助費が615万円、医療扶助費が3億5,400万円、施設事務費5,555万円、その他370万円となっております。約52%が医療扶助費で、これは全国においても約55%が医療扶助となっております、全国と整合した形となっております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。それぞれの扶助費をお答えいただいたんですが、そういった中でこの中で、基準額が定められているものと、そして定められていないものがあるということで、特に交通費ですか。今、問題になっておる移送費については、上限も条件がないということで、医療機関を受診する場合にタクシーを利用したり、高額な交通費が支給されて、そういったものに対して、交通費を全額支給されておるということ、問題になっておるんですが、こんなことを重く受けとめまして、この4月から厚生労働省もいろいろと自治体に新しい改善策を降ろしてきておるとは思うんですが、そういった中で、通院による交通費が今後自動車を生活保護者は利用できないということで、今後病

院に通う場合の通院交通費が支給されなくなってしまうのではないかと、そういった懸念もありますし、この4月よりそういったことで、通院の交通費が改定されることによりまして、予算の額というのが若干変わってくると思うんですが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護の給付内容につきましては、こと細かに決まっております。決まっていないのは、議員おっしゃるとおり、移送費については決まっておりません。移送費につきましては、最低限の移送費を原則として現物給付する。こういう規定になっておりまして、医療機関の自家用車及びこれに準ずるもの以外の交通機関による往診時のための交通費とか入院、転院、退院、通院、検診命令による受診、このための移送の交通費、これらについては実費を支給することになっております。

本市につきましては、1名に対して病院への通院移送費を支給しているのみであります。

ただ、先ほどからご紹介ありましたように、北海道の滝川市等で移送費について多額の保護費を支給していた。これらがマスコミ等で報道されました。これを受けて、明確な交通費の規定は国のほうでも決まっていなかったんですけども、見直しについて検討するというので、3月をめどに検討されているようであります。

医療機関の交通費はともかくとしまして、介護給付を受けておられる方につきましては、介護タクシー等の制度もあります。活用できる制度をまず活用して、それでも足りない部分については、保護で対応するというようになっておりますので、個々の状態を見ながら適切に対応させていただきたい。それと、国の基準について、どういう形で基準を示され

るのか見守っていきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）これの4月から通院交通費の緊急時に限定した改定をされるということで、この予算にね。予算はどれほど、これが改定されることによって減額されるのか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）移送費という形で、予算をこと細かに細分化して予算を計上しておりませんで、生活扶助費、その中で要る費用に対して流用というのはおかしいんですけれど、割り振りをしております。

ただ、通院移送費に対しては、現在1名の方に実施しているだけです。特に予算化についてはあえて計上、配慮する必要はないかと思っております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）わかりました。

あと1点、お尋ねしたいんですが、これ生活扶助費に当たると思われるんですが、テレビについては災害などの情報や唯一の娯楽であるため、生活保護者もテレビについては認めておることなんです。今度これが地上デジタルテレビに放送に切りかわるといことで、そういったことでこの3月から橋本市も地上デジタルが見れることになると思うんですが、そういった生活保護者に対して今度デジタルテレビになった場合に、今のテレビが見れなくなるので、そういったチューナーあるいはデジタル対応のテレビ、そういったものに対して今後どのように検討されておるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）地上デジタル放送への対応なんですけれども、これについては橋本ばかりではなくて、和歌山県下、早い遅いはありますけれども、全体的な問題ととらえております。

現在のところ、県のほうでもまだこの部分、デジタル化への対応については方針が出ておりませんので、県と歩調を合わせて見守っていきたいと思っております。

それと、私、先ほど予算のことで、個々の扶助費ごとに予算を立てておらないと言いましたけれども、先ほどご紹介させてもらいましたように、生活扶助費とか住宅扶助費、介護扶助費、医療扶助費、施設事務費、この部分について需要予測を立てて、予算化しておりますので、ちょっと訂正させていただきます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）この地上デジタル放送は、2011年に切りかわるということですね。そういったことで早急にまたいろいろと検討をしていただきたいとお願いを申しておきます。

それのところの3番なんですけど、生活保護制度をいろいろとよく知った上で申請をされる方もおられれば、また所得が生活水準ということであって、生活水準であっても受給をいろいろと恥だと考える方もおられて、申請をしないということにより、最悪な事態に陥ってしまうケースというのは、たびたび毎年報道されておるわけですが、市政は所得が生活保護水準である方の実態をどれぐらいつかんでおられるのか。つかんでいても、なかなか生活を支えてくれる親戚の方やそういった友人の方がおるということで、なかなかこのプライベートな中まで入っていくことは、なかなか難しいということで、低所得者というか、に対しては放置しているケースがいくつかあると思うんです。そのような方で、最後のライフラインというんですか。とめられてしまっただけは悲しいことになるので、そういったシグナルをどう生かしておられるのか。今後の対策が非常に求められておると

思うんです。

そういった中で、特に橋本市水道行政というのは、市の独占事業でもあるし、そういった電気、ガスについても業者にご協力をお願いしながら、ライフライン、そういったものを見分けていくというかな。緊迫した状態を早期に見きわめていくことが必要であると思うんです。そういったことについては、どのような対策を考えておるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）保護の相談に来られる方はさまざまでございます。地元の民生委員さんから相談に乗ってあげてくださいということで相談に見える場合も、本人が直接来られる場合もあります。また、施設の場合につきましては、施設から預貯金がなくなったので、保護のほうで切りかえをお願いできないかという相談もありますし、それと介護等で各高齢者のお宅を回っておりましたら、そういう直接、困窮の程度を直接訴えられる方もおられます。それらにつきましては、福祉のネットワーク、健康福祉部全体で対応させていただいております。

ただ、それと先ほども紹介させていただきましたけれども、医療費で、支払いで入院したけれども、病院への支払いが困難であるという方につきましても、多くあります。それらにつきましても、病院から連絡があったり、家族の方から連絡があったり、さまざまでありますけれども、その都度対応させていただいております。

ただ、保護制度、これにつきましては、日本国憲法で認められた基本的人権にかかわることなんですけれども、広報誌等を通じてはPRさせていただいていないんですけれども、地域のネットワークを重層的にいろんな窓口がありますけれども、活用しながら一応今の

ところ必要な方には保護の相談にあたらせていただいているのではないかと考えております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。いろいろこの保護行政、そういったことで保護の精神がどう今後生かされていくのかということで、質問させていただきました。今後とも社会的な自立を支えていく上で、より厳格な受給決定手続きや保護をお願い申し上げて終わります。

それで、次の介護保険に移らせていただきます。

お答えいただいたんですが、被保護者に対して全額一旦支払いをしていただくんだということなんですが、これ大阪市の場合ですと、住宅改修は上限が30万円でございます、市から直接リフォーム業者に支払われておるんですね。そういった事例もあるんですが、この制度の利用は非常に少ないと思うんですが、ひとつ住宅改修については、社会福祉協議会の貸付金制度、先ほどもお答えいただいたんですが、上限250万円の年利3%で貸付制度を行っておるということで、こういったものと併合して行うことによって、これはもう直接リフォーム会社に全額支払いをしていただけるということで、利用者の負担軽減を図っていく上で一番よい得策であると思うんですが、その費用の1割を業者に後で支払うだけで済むということですね。そういったことで、こういった社会福祉協議会の貸付金制度、こういったものを併合することによって、利用者の負担減が図られると、こう思うんですけど、これについては今後併合してやっていただけたらありがたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）介護保険の住

宅改修につきましては、限度額20万円なんですけれども、ここへ上乘せというか、市の事業として低所得者に限っては60万円まで使えると、そういう事業も実施させていただいております。

それと、県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度、これについても上限250万円ということで、現在17名の方がご利用いただいております。

ただ、介護保険のサービスを利用される場合につきましては、一番窓口となるのが、各居宅介護支援事業所のケアマネジャーで、ケアプランをつくっていただくわけなんですけれども、そこへ住宅改修なり福祉用具の購入とそれが必要であるかないか、まずそれらが計画の中へ反映されるかどうかというのが一つのポイントになります。

また、その居宅介護支援事業所のケアマネジャー以外にも、橋本市の地域包括支援センター、主に軽度の方なんですけれども、この包括支援センターのケアマネジャーにつきましても直接の窓口となっております。個々の介護サービスを利用しようとする方、介護度もそうなんですけれども、個々の家庭の状況がそれぞれ違います。一番適切なケアプランづくりに努めているところがございますけれども、ケアマネジャーによって考え方とかケアプランの立て方に差異があっては困りますので、この部分につきましては市のほうで研修とか情報交換、それと対応困難ケースもかなり出ておりますので、それらについても事例発表して、考え方の統一を定期的にさせていただいているところでございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）県のほうの居宅改修補助事業60万円あるんですが、これはいろいろと補助対象が要介護、要介護認定者であるとか、所得税の非課税世帯の者しか使えないと

ということで、制限があるんですね。この社会福祉協議会の貸付金制度で言いますと、あまり制限がないということで、こっちのほうが併合してやっていただいたら一番いいと。いろいろとソフトの問題もあるんかもわからないのやけれども、ここは早急に検討していただいて、貸付金制度であれば費用の1割を本人さん負担するだけで済むし、また一括リフォーム業者に支払いしてくれるということで、早急に今後検討していただきたいと、かようをお願い申し上げておきます。

それと、この事前申請の導入をされておるといことなんです、事前申請をどこまでしていただいているのかなと。トラブルというのが、今、全国的に、この本市にも18年度2件、19年度4件ということで、トラブルが大分起こっているんですね。悪質な業者がひとり暮らしの高齢者のお宅へ行って、いろんなおいしい話を言いながら、工事費払ったら行方くらましたとか、そういったいろんな悪質なケースが出ておるので、今後ともこういった制度を導入する場合に介護保険適用外の工事を利用できるとか、偽ったことを契約者と交わすようなことがあるので、ケアマネジャー、民生委員の方もおられるし、そういった改修業者の方とケアマネジャーあるいは地域の民生委員の方とどれだけ、市の担当者も含めまして、事前に相談やいろんなチェックをされておるのかということが不安なんです、そういったことでこの事前申請についてはきっちりやっていただきたいということなんです、こういったことはきっちりと制度を利用する前になされておるんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと事前申請というのは、ちょっと意味合いが私、わかりませんが、基本的に判断能力が不十分な高齢者やあるいは知的障害者、精神障

害のある方、これらの方ばかりじゃないんですけれども、ちょっと判断能力の問題のある方が家のリフォームですとか、あるいは高額な商品を買ったり、そういうような契約をしてしまったということで、親族の方から相談がかなりあります。また、高齢者とかひとり暮らしの方のそれぞれのお宅、要介護認定等に伴いまして、市の包括支援センターを中心に職員が訪問させていただいているんですけれども、そこで改修現場に遭遇したり、あるいは高額な請求書が何通も何通も机の上にとまっている、そういう現場を多々見ることがあります。これらにつきましては、権利擁護業務ということで、判断能力が少し問題があるという方につきましては、市の社会福祉協議会が預金通帳等、支出管理をする権利擁護事業というのがありますし、家庭裁判所が直接後見人を指定する成年後見制度というのがあります。

これらにつなげる場合については、つなげさせていただいております。ただ、それ以前にクーリングオフ等で対応できる部分につきましては、市の職員もかわりながら場合によったら、司法処置とか弁護士の方も交えて契約環境を破棄する、これらのことにつきましても、対応させていただいております。

悪質業務のほかに、金融関係で消費者被害につきましても、最近サラ金とか妙な息子さんをかたる電話がかかってきて、全くわからない指定された口座に現金を振り込むと、そういった被害もありますので、それらにつきましては、事例を共通認識を持ちまして、福祉担当職員それぞれが注意がけているところでございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）よくわかりました。今後とも介護保険については、いろいろとトラブルを1件でも少なくするようにいろいろと

事前に相談やチェックが十分できるような体制をとっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の地球温暖化対策の推進についてでございます。

まず、市長からご答弁をいただきまして、橋本市も職員が自主的に率先して温室効果ガス排出量の抑制に努めていくということで、平成18年9月から地球温暖化防止実行計画を策定され、2022年度までに6%を削減していくというようなことで、この計画書ですね。我々も配られておるんですが、私、この表紙を見てみますと、まずこの目に浮かぶのが、この紀の川祭りの花火ですね。それと、この下、玉川峡ですか。そういった図を使われておるんですが、いろいろと調べてみますと、花火というのは空気中に燃焼して二酸化炭素になるということですね。火薬が爆発するときはその体積の数百倍の酸素を燃焼しておるということでございます、その大気中の温度も非常に上がるということで、私、さきにちょっと見たときに、ふさわしくないような柄じゃないのか。いろんな自治体を調べてみますとこういった花火とか使うところは少ないですわ。たいがい地球を囲って守っていくというようなこういった柄です。こういったのを使われているのが多いですね。ふさわしい、図柄をやっぱり使っていただきたいと思っておりますので、このことについて、これは橋本市のエコオフィス推進会議の会長である副市長、会長をされておるということで、こういったことを即刻削除していただきたい。新しいものに、ふさわしいものに差しかえていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今、上田議員のほうから地球温暖化防止計画の橋本市でつくった計画の表紙が不適切であるというご指摘

をいただきました。当初、模範的なのと問題のあるのと両方、2種類のを載せたつもりではございますが、誤解を招くようなところもございますので、それにつきましてまた早急に見直してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

本当にふさわしいものを載せていただきたいと思っております。橋本市の観光ガイドマップじゃないんやからね。CO₂を削減していこうかということなんでございますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

そういった中で、この中身をいろいろと拝見をしておると、30ページにわたっているいろいろと書いていただいておりますが、人々が生活をする上で、どうしても必要なものというのがあるんですね。必要であるものとそうでないもの。それでまた、できることとできないことやね。実現に向けて、大分難しい、22年度までにですよ。中身を見てみますと、実現、これできるのかなというようなことまで淡々と書いていただいておりますがね。そういったことで、22年度をめどに文章を並べておるだけではないのかなと、私は思うんです。その個々にできることは、いつまでにどれだけやっぱり削減していこうやないかということを確認に細かにやっぱり表示していただきたいと思うんですよ。

それと、既に実施されていることは、明確に実施されていることもあるんですね。そういったことは、ちゃんと実施しておるよというようなことで、明確にさせていただいて、実績、その実施したことによってCO₂をいくらか削減できました。22年度までにさらに削減、同じようにしていくんですよと、そういった細かい数値目標を数えられるということも必要であると思うんですよ。

いろいろと節電、市長も答弁していただいたんですがね。節電、公用車の削減、用紙類・紙・ごみの削減、いろんなことによって、CO₂を削減していただいておりますが、そういった中で、一方では市民の全体的なことを考えてみますと、やはりOA化の進展、そういった家庭テレビが増えたとか、エアコンの台数が増えたということもあるし、自家用車も増えた、そういったことによってCO₂がどうしても多く発生するということですね。そういったことで、企業もこれから企業誘致していく上で、生産ラインもどンドンドンドン増えれば、CO₂も同じように増えてくる。そういったことで、政府としても環境税をかければという話し合いもあるんですが、そういったことでアイドリングストップですか。こういったことも必要なんですが、やはり市民の方が今後一人ひとりがこの省エネに対して身近に関心を持ってもらえるというような施策、内容に切りかえていくというのは必要であると思いますので、再度ご答弁願います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上田議員は、地球温暖化問題で非常に熱弁を振るっていただいて関心をお持ちであること、心から御礼を申し上げます。

本当にこの市民の多くの方にこれの理解と協力をいただくためには、相当浸透をさせなければならぬ。その前提条件としては、市の職員の意識改革、地球温暖化に向けてとかすべてにわたっての意識改革をしなければならぬんですけども、私はもう再三再四、この問題についても申し上げてございます。しかし、なかなか自転車に乗ってこいと言うと、なかなか自転車ないんかしらんけれど、乗ってこないんですよ。

そこらを私は本当に、私事で自慢にならん

けども、30年前の市会議員に当選した日から1 km以内は歩くこと、2 km以内は自転車、3 km以内はカブ、4 km以内は軽四、5 km以上は乗用車、五つのランクに分けて、私は大分精神的にこの39年やってきたんです。これは、経費の節減が主体ですけどね。それが、今の地球温暖化に通じとるわけなんですよ。どなたを見ても、私はカブ一番ようけい走つとんのがカブです。カブが一番ようけい乗っておる。距離数にしましてね。そういうことをくどいようですけど、よう歩いて役所にも来たりしますと、もう戦車みたいなものに乗ってくる人、だれとは言いませんけども、あれは割合と油要るんと違いますか。ここら今度、今やめれとは言いませんけど、職員の皆さんに。今度買いかえるときは、もっとコンパクトなものの、その辺も考えてもらわな、我がの月給で買うからほっといてくれと、それは通らんとするんですよ。

以上でございます。今後、努めてまいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。あと1分ありません。

○9番（上田良治君）ありがとうございました。

ノーマイカーデーに移らせていただきます。このことは、15年12月ですか。質問させていただいて、当時の塚本総務部長も答えていただいておりますが、そういったことで立地条件でいろいろ言うていただいたんですが、これと歌山県で実施しているのは、パークアンドライドというのを取り入れて、駅の近くで駐車場を広いところを設けていただいて、そこへとめてそこから歩いてくるとか、公共交通機関を利用するとかという方針をとっているんですね。そういったことも今後とも調査していただいて、あるいはノーマイカーデーのフリーチケットを発行しておる、そうい

ったこともあるんですよ。

それと、今も答弁いただいたんですが、自転車の利用、そういったことでこの計画書の中にも入っておるけど、なるべく近くに用事で行く場合、自転車を使いなさいということで、公用車の自転車、何台あるのかなと思うんやけどね。公用車の自転車もこれ、ないわしな、そんなんあれへん。そういうことで、自転車でこの庁舎へ来なさいよと言うても、この自転車の庁舎の駐輪場の整備がどれほどされとるんのかという懸念もあるのでね。そういったことも、今後十分に検討していただいて、ノーマイカーデーについても早期に実現できるように、よろしくお願ひ申し上げます、質問を終わります。

○議長(中上良隆君) これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。